

## 信用取引規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(本サービスの申込み)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 満 <u>20</u> 歳以上 75 歳未満であること。</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>附則</p> <p>この規定は、<u>2020</u> 年 <u>11</u> 月 <u>17</u> 日より適用されます。</p>	<p>(本サービスの申込み)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 満 <u>18</u> 歳以上 75 歳未満であること。</p> <p>(4) ~ (8) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>この規定は、<u>2022</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日より適用されます。</p>

以上